

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

57

- 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の手数料の徴収委託……（東京都公安委員会）…一
- 道路交通法第百二十二条第一項に規定する手数料の徴収委託（五件）……………（同）…一
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第二十四条第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習の手数料の徴収委託……………（同）…三
- 放置違反金の収納委託……………（同）…三
- 危険物取扱者免状の交付等及び消防設備士免状の交付等に係る手数料の徴収委託……………（東京消防庁）…四
- 東京都立多摩図書館施設及び附帯設備使用料徴収事務委託……………四
- 徴収事務の委託……………四
- 定期検針業務の委託……………五
- 収納事務の委託……………五
- 下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収委託……………五

## 告示

○支出事務の委託……………（水道局）…五

### ●東京都告示第四百七十一号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を受けようとする者、同条第八項に規定する警備員の指導及び教育に関する講習を受けようとする者及び同法第四十二條第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二條第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八條第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

（一）名称 一般社団法人東京都警備業協会

（二）所在地 台東区東上野一丁目一番十二号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

### ●東京都告示第四百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務

取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
学校法人五島育英会東急自動車学校  
多摩市唐木田三丁目六番

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容  
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百二十二條

第一項第十二号に規定する同法第八條の二第一項第十五号又は第十六号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収

三 指定日  
令和七年四月一日

四 委託日  
令和七年四月一日

### ●東京都告示第四百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
株式会社新小岩自動車教習所  
葛飾区奥戸四丁目二番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百二十二条第一項第十三号に規定する同法第八号の二第一項第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百七十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百二十二条第一項第五号の三に規定する同法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはロ、同法第一百一条の四第二項又は同法第一百一条の七第三項の規定による認知機能検査を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二條第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名 称	所在地
七島自動車株式会社伊豆 大島自動車学校	大島町元町字北ノ山二百二 十二番
二 委託期間	
	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百二十二条第一項第十三号に規定する同法第八号の二第一項第十号又は第十四号に掲げる講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二條第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名 称	所在地
坂本自動車株式会社	台東区日本堤二丁目三十六番十号
日の丸総業株式会社日の丸自動車学校	目黒区三田一丁目六番二十七号
株式会社ラヴィドライビングスクール蒲田	大田区西六郷一丁目三番十五号
株式会社コヤマドライビングスクール成城	世田谷区岡本三丁目四十番二号
株式会社コヤマドライビングスクール二子玉川	世田谷区玉川三丁目四十三番一号
株式会社北豊島園自動車学校	練馬区春日町四丁目三十七番二十四号
株式会社大泉自動車教習所	練馬区東大泉六丁目三十四番一号
株式会社コヤマドライビングスクール石神井	練馬区谷原一丁目四番四号

富士産業株式会社

足立区竹の塚七丁目十二番一号

株式会社足立自動車学校

株式会社京成ドライビングスクール

株式会社シグマ平和橋自動車教習所

黒井産業株式会社葛西橋自動車教習所

株式会社江戸川自動車教習所

株式会社今井自動車教習所

株式会社トヨタ東京教育センタートヨタドライビングスクール東京

株式会社調布自動車学校

国際興業株式会社

株式会社新東京自動車教習所

飛鳥DC日野株式会社

株式会社マジオネット多摩マジオドライバーズスクール多摩校

株式会社コヤマドライビングスクール秋津

株式会社拜島自動車教習所

学校法人五島育英会東急自動車学校

足立区東六月町三番一号

葛飾区高砂五丁目五十四番十号

葛飾区東立石一丁目三番十六号

江戸川区西葛西二丁目十六番十一号

江戸川区平井五丁目四番三十三号

江戸川区瑞江四丁目四十三番十五号

立川市羽衣町一丁目三番四号

調布市菊野台一丁目三十四番地一

中央区八重洲二丁目十番三十三号

小平市小川町一丁目二千三百六十四番地

日野市旭が丘一丁目一番地の二

日野市百草百八十八番地

東村山市秋津町三丁目十五番地十八

福生市大字熊川千四百九十五番地

多摩市唐木田三丁目六番地

株式会社田無自動車教習所 西東京市芝久保町四丁目四番四号  
 株式会社新神戸ドライブ インダースクール東京事業 六番地二  
 所

二 委託期間  
 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十二条第一項に規定する手数料（同項第十二号に規定する同法第八号の二第一項各号に掲げる講習（同項第一号、第十号、第十四号及び第十五号に掲げる講習を除く。）を受けようとする者から徴収する手数料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八号第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

名 称 所在地

一般財団法人東京都交通安全協会 中野区弥生町二丁目四番十号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十四条第六項（同法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に基づく営業所の管理者に対する講習を受けようとする者から徴収する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八号第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京防犯協会連合会

(二) 所在地 中野区弥生町二丁目四番十号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三号の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

指定公金事務取扱者 指定公金事務取扱者の名称及び所在地 指定日及び委託日 事務に係る歳入の内容

株式会社NTTド 道路交通法（昭和 令和七年四月一日

1タ 江東区豊洲三丁目三番三号 三十五年法律第百五号）第五十一条の四に規定する放置違反金（以下「放置違反金」という。）の収納のとりまとめに関する事務及びモバイルレジによる放置違反金の収納

株式会社しんきん情報サービス 港区港南一丁目八番二十七号 M M K 設置店の表示のある加盟店舗における放置違反金の収納

株式会社セブンイレブン・ジャパ 千代田区二番町八番地八 直営店舗及び加盟店舗における放置違反金の収納

株式会社ファミリーマート 港区芝浦三丁目一番二十一号 同右

株式会社ポブラ 同右

株式会社ローソン 品川区大崎一丁目 十一番二号	同右	同右
リビングシステム 株式会社 千代田区内幸町一 丁目二番二号	放置違反金の収納 のとりまとめに関 する事務及びPa y Bによる放置違 反金の収納	同右
株式会社NTTド コモ 千代田区永田町二 丁目十一番一号	d払いによる放置 違反金の収納	同右
楽天ペイメント株 式会社 港区港南二丁目十 六番五号	楽天ペイによる放 置違反金の収納	同右
株式会社みずほ銀 行 千代田区大手町一 丁目五番五号	J i C o i n P a yによる放置違 反金の収納	同右
楽天銀行株式会社 港区港南二丁目十 六番五号	楽天銀行アプリに よる放置違反金の 収納	同右

●東京都告示第四百七十九号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十  
 三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務  
 取扱者に委託したので告示する。  
 令和七年四月一日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
 一般財団法人消防試験研究センター  
 千代田区霞が関一丁目四番二号 大同生命霞が関ビル

十九階	二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の 内容 東京都消防関係手数料条例（平成十二年東京都条例第 百号）別表十七の項に規定する危険物取扱者免状の交付 同表十八の項に規定する危険物取扱者免状の書換え、同 表十九の項に規定する危険物取扱者免状の再交付、同表 二十三の項に規定する消防設備士免状の交付、同表二十 四の項に規定する消防設備士免状の書換え及び同表二十 五の項に規定する消防設備士免状の再交付に係る手数料 のうち中央試験センター（一般財団法人消防試験研究セ ンター）で徴収の事務を行うものの徴収
三 指定日 令和七年四月一日	
四 委託日 令和七年四月一日	

●東京都教育委員会告示第十三号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十  
 三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務  
 取扱者に委託したので告示する。  
 令和七年四月一日  
 東京都教育委員会

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
 光管財株式会社  
 新宿区西新宿二丁目七番一号新宿第一生命ビルディン  
 グ十六階

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容	東京都立図書館条例（昭和三十九年東京都条例第一百 二号）第二条に規定する東京都立多摩図書館において徴 収する同条例第八条に規定する使用料の徴収の事務
三 指定日 令和七年四月一日	
四 委託日 令和七年四月一日	

●東京都水道局告示第四号  
 地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九  
 号）附則第二条第四項の規定に基づき、東京都水道局公金  
 の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程（令  
 和六年東京都水道局管理規程第十四号）による改正前の東  
 京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成十年  
 東京都水道局管理規程第四十三号）第二条の規定により、  
 徴収事務を次のとおり委託したので告示する。  
 令和七年四月一日  
 東京都水道局長 山 口 真

一 委託した相手方  
 受 託 者 名 所 在 地  
 株式会社宅配 株式会社宅配  
 第一環境株式会社 第一環境株式会社  
 港区赤坂二丁目二番  
 十二号

ヴェオリア・ジエネット株式会社  
港区海岸三丁目二十番二十号  
三鷹市管工事業協同組合  
三鷹市野崎二丁目十九番十四号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都水道局告示第五号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第四項の規定に基づき、東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程（令和六年東京都水道局管理規程第十四号）による改正前の東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成十年東京都水道局管理規程第四十三号）第二条の規定により、定期検針業務を次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京水道局長 山口 真  
一 委託した相手方

受託者名 所在地

東京熱供給株式会社  
千代田区九段南四丁目八番八号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都水道局告示第六号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第四項の規定に基づき、東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程（令和六年東京都水道局管理規程第十四号）による改正前の東

京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成十年東京都水道局管理規程第四十三号）第二条の規定により、水道料金等の収納の事務を次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京水道局長 山口 真  
一 委託した相手方

受託者名 所在地

株式会社しんきん情報サービス  
港区港南一丁目八番二十七号

株式会社セブン・イレブン・ジャパン  
千代田区二番町八番地八

株式会社ファミリーマート  
港区芝浦三丁目一番二十一号

株式会社ポプラ  
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

ミニストップ株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

山崎製パン株式会社  
千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社ローソン  
品川区大崎二丁目十一番一号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第四号

下水道技術実習センターに係る貸付料の徴収の事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律

第十九号）附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、同法による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一  
一 委託した相手方

(一) 名称 東京都下水道サービス株式会社

(二) 所在地 千代田区大手町二丁目六番三号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

公 告

支出事務の委託について

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第三条の規定に基づき、東京都水道局支出事務委託に関する規程の一部を改正する規程（令和六年東京都水道局管理規程第十三号）による改正前の東京都水道局支出事務委託に関する規程（平成二十六年東京都水道局管理規程第十号）第二条の規定により、支出事務を次のとおり委託したので公告する。

令和七年四月一日

東京都水道局長 山口 真  
一 委託した相手方

受託者名

所在地

東京水道株式会社  
新宿区西新宿六丁目五番一号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号  
101-0051

